

## 統一地方選挙を前に

# 明るい選挙は わたしたち一人一人の手で

### 選挙人名簿に

### のつていますか

投票するためには、選挙管理委員会が作成する選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。

九月に行われますが、選挙のあるときは、選挙時登録が行われます。県議会議員選挙の選挙人名簿の縦覧期間は、すでに過ぎましたが、市議会議員選挙の選挙人名簿は、四月十二日から十六日までの五日間お見せします。

万一、登録がもれている場合は、補正登録をすることができます。

### こんな選挙運動は

### 「違反」です

選挙運動ができるのは、原則として、立候補届け出がすんだときから、投票日の前日までです。

選挙運動は本来、自由であるべきですが、公正な選挙を行うためには、ある程度の制限はやむを得ませんので、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

このなかで、候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して、原則として「禁止されている選挙運動」にスポットをあててみました。次の行為は、選挙違反となりますので、十分注意しましょう。

この場合「戸別」とは、必ずしも有権者宅に限らず、会社や工場も含まれます。

### 署名運動

ある特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、〇〇さんに投票しないという趣旨の署名を集めることもできません。

戸別訪問して署名を集めるのはもちろん、署名簿を回覧する場合、街頭で行う場合、その他、方法のいかんを問わず選挙に関する署名は、禁止されています。

### 連呼行為

選挙運動のための演説会の開催は、選挙管理委員会が行う立合演説会と候補者自身が行う個人演説会以外は、認められていません。ですから、自治会や婦人会などが演説会を主催することはできません。もちろん、候補者はこのような演説会に参加することはできません。

### 戸別訪問

有権者の家を訪ねて、投票を依頼したり、または投票をさせないよう依頼する行為は「戸別訪問」として、すべて禁止され

### 氣勢を張る行為

有権者の注目を集めるために自動車や何台も連ねたり、隊列を組んで往來したり、サイレンを鳴ら

選挙運動のために「〇〇党〇〇氏に投票をお願いします」など、一定の文句を連呼する行為は、原則として禁止されています。

## 家庭の医療

### 行楽に簡単な 応急医薬品を

四月から五月にかけては、行楽のシーズン。旅行やハイキングにお出かけの際は、簡単な応急医薬品を準備すると便利です。持って行くときと重宝する主な医薬品と、ケガなどの手当て法は次のとおりです。

#### 〔応急医薬品〕

消毒薬、救急バンソウコウ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、鎮痛薬、下痢止め、目薬、チューブ入り軟こう、小型ナイフなど。

#### ◎靴ずれ、マメができた時

水ぶくれになった部分の周囲をよく消毒してください。そのあと、消毒した針などでマメの下の方に穴をあけ、液を出します。もう一度消毒してから、バンソウコウをはってください。

#### ◎すりむいた時

きれいな水で皮膚についた泥や砂を洗い落とし、消毒液をしみこませた脱脂綿でよくふきまします。血がはげしくにじみ出る場合は、傷用の軟こうをガーゼに薄くぬり、バンソウコウで止めてください。

#### ◎足首などをくじいた時

冷たいタオルなどで冷やし、足を使わないようにして、早く医師の手当てを受けてください。